



浦添市福祉事務所事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 9 月 28 日

浦添市長 松 本 哲 治



浦添市訓令甲第 20 号

浦添市福祉事務所事務専決規程の一部を改正する訓令

浦添市福祉事務所事務専決規程（昭和63年訓令甲第13号）の一部を次のように改正する。

別表中「保護課長」の次に「（主幹を含む。）」を加える。

附 則

この訓令は、令和8年9月28日から施行する。

浦添市福祉事務所事務専決規程（昭和63年訓令甲第13号）新旧対照表

現行	改正後（案）
浦添市福祉事務所事務専決規程 昭和63年 3 月31日 訓令甲第13号 注 平成26年 7 月から改正経過を注記した。 別表（第 3 条関係） こども未来部長の専決事項 （1）〔略〕 障がい福祉課長の専決事項 （1）～（61）〔略〕 保護課長_____の専決事項 （1）～（28）〔略〕	浦添市福祉事務所事務専決規程 昭和63年 3 月31日 訓令甲第13号 注 平成26年 7 月から改正経過を注記した。 別表（第 3 条関係） こども未来部長の専決事項 （1）〔略〕 障がい福祉課長の専決事項 （1）～（61）〔略〕 保護課長（<u>主幹を含む。</u>）の専決事項 （1）～（28）〔略〕